

革新的情報産業活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事業 年度	・ ・	法人名	
----------	--------	-----	--

別表六(二十五) 平三十・六・六以後終了事業年度分

御注意

21 「特定税額控除規定の適用可否」欄の括弧書のいずれかに該当する場合に限り、この制度の適用を受けることができます。  
 含まれませんが、御注意ください(裏面の「中小企業者の判定」欄に記載して判定してください)。  
 「特定税額控除規定の適用可否」欄の中小企業者に

特 定 税 額 控 除 規 定 の 適 用 可 否										可	
平成30年4月1日以前に開始した事業年度の場合、 別表六(二十九)「3」、「7」若しくは「10」の要件のいずれかに該当する場合又は 中小企業者若しくは農業協同組合等である場合											
革新的情報産業活用設備の名称										1	
資 産 区 分	種	類	2								
	設備の種類又は区分		3								
	細		目	4							
	取得年月日		5	・	・	・	・	・	・	・	・
	事業の用に供した年月日		6	・	・	・	・	・	・	・	・
取 得 価 額	取得価額又は製作価額		7		円		円		円		円
	法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額		8								
	差引改定取得価額(7)-(8)		9								
法 人 税 額 の 特 別 控 除 額 の 計 算											
取得価額の合計額(9の合計)			10		円	調整前法人税額(別表一(一)「2」、別表一(二)「2」、別表一(三)「2」又は別表一の三「2」若しくは「13」)		18		円	
継続雇用者給与等支給額(27の①)			11								
継続雇用者比較給与等支給額(27の②)又は(27の③)			12			当期税額基準額		19			
継続雇用者給与等支給増加額(11)-(12)(マイナスの場合は0)			13			$(18) \times \frac{20 \text{又は} 15}{100}$					
継続雇用者給与等支給増加割合 $\frac{(13)}{(12)}$ ((12)=0の場合は0)			14			当期税額控除可能額(17)と(19)のうち少ない金額		20			
税 額 控 除 限 度 額 の 計 算	(14) $\geq 3\%$ の場合 $(10) \times \frac{5}{100}$		15		円	調整前法人税額超過構成額(別表六(二十八)「7の④」)		21			
	(14) $< 3\%$ の場合 $(10) \times \frac{3}{100}$		16								
	税額控除限度額(15)又は(16)		17			法人税額の特別控除額(20)-(21)		22			
継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額の計算											
			継続雇用者給与等支給額の計算			継続雇用者比較給与等支給額の計算					
			当 期			前事業年度等			前一年事業年度等特定期間		
			①			②			③		
事業年度等又は連結事業年度等			23			・ ・			・ ・		
雇用者給与等支給額			24		円	円			円		
同上のうち継続雇用者に係る金額			25								
$\frac{\text{当期の月数}}{\text{(23の③)の月数}}$			26								
継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額(25)又は((25)×(26))			27		円	円			円		
設 備 の 概 要											

## 別表六（二十五）の記載の仕方

- 1 この明細書は、青色申告法人が措置法第42条の12の6第2項（革新的情報産業活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額8」は、法第42条から第49条まで（圧縮記帳）の規定の適用を受ける場合において、圧縮記帳による圧縮額を積立金として積み立てる方法により経理したときは、その積み立てた金額（積立限度超過額を除きます。）を記載します。
- 3 「当期税額基準額  
(18) ×  $\frac{20 \text{又は} 15}{100} \times 19$ 」は、「継続雇用者給与等支給増加割合14」の割合が0.03以上である場合には「又は15」を消し、その他の場合には「20又は」を消します。
- 4 「継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額の計算」の各欄は、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次により記載します。
  - (1) 当期の月数と、「事業年度等又は連結事業年度等23」の「前事業年度等②」の月数とが同じ場合 「23」から「27」までの「前一年事業年度等特定期間③」の各欄は、記載しません。
  - (2) 「事業年度等又は連結事業年度等23」の「前事業年度等②」の月数が当期の月数に満たない場合 「24」から「27」までの「前事業年度等②」の各欄は、記載しません。
  - (3) 「事業年度等又は連結事業年度等23」の「前事業年度等②」の月数が当期の月数を超える場合 「23」から「27」までの「前一年事業年度等特定期間③」の各欄は記載せず、「継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額27」の「前事業年度等②」には「同上のうち継続雇用者に係る金額25」の「前事業年度等②」の金額のうち措置法令第27条の12の5第13項第2号ロ（給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の法人税額の特別控除）に規定する前事業年度等特定期間に対応する金額を記載します。
  - 5 「設備の概要」には、その設備が、革新的情報産業活用設備に該当することの詳細を記載します。この場合、この欄の記載に代えてできるだけ「特別償却の償却限度額の計算に関する付表」の所要欄を記載し添付することとしてください。

中 小 企 業 者 の 判 定							
発行済株式又は出資の総数又は総額	a			大規模法人の保有する株式数等の明細	順位	大規模法人名	株式数又は出資金の額
常時使用する従業員の数	b		人		1		g
大規模法人の保有株式	第1順位の株式数又は出資金の額 (g)	c					h
	保有割合 $\frac{(c)}{(a)}$	d					i
	大規模法人合計の株式数又は出資金の額 (k)	e					j
	保有割合 $\frac{(e)}{(a)}$	f			計 (g)+(h)+(i)+(j)	k	
<p>この表の各欄は、期末の現況により記載するほか、次によります。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 「保有割合 d」が50%以上となる場合又は「保有割合 f」が3分の2（66.666…%）以上となる場合には、中小企業者に該当しませんので、御注意ください。</li> <li>2 「大規模法人の保有する株式数等の明細 g～k」の各欄は、その法人の株主等のうち大規模法人（資本金の額若しくは出資金の額が1億円を超える法人又は資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が千人を超える法人をいい、中小企業投資育成株式会社を除きます。）について、その所有する株式数又は出資金の額の最も多いものから順次記載します。</li> </ol>							